

# 公立学校施設の整備

令和3年度当初予算額 688億円（前年度予算額 695億円）  
＜令和2年度第1次補正予算額 57億円、第3次補正予算額 1,305億円＞



## 新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても**感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立**していくことが必要。

### 令和時代の学校施設のスタンダード

#### 1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

- 空調設置（教室、給食施設）
- トイレの洋式化・乾式化
- 給食施設のドライシステム化

#### 2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備

- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 一人一台端末環境への対応

#### 3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備

- 施設の複合化・共有化と有効活用
- オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

### 防災・減災、国土強靱化 令和2年度 第3次補正予算

#### 災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる**安全・安心な教育環境の実現**  
(体育館の空調設置、防災機能強化等)
- 計画的・効率的な**長寿命化を図る老朽化対策**  
(長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化)

体育館の断熱性を確保し空調を設置  
避難所機能としても有効活用

普通教室・特別教室に空調を設置し、  
子供たちの安全な教育環境を確保

トイレを洋式化・乾式化し、衛生環境を確保

一人一台端末環境のもと  
個別最適な学びの環境を整備

オープンスペースなど自由度の高い空間を整備し、  
**3密を解消した学習の場**として有効活用  
対話的・協働的な学習として多様な学習スタイルに対応

ドライシステム化され、空調が整備された給食施設  
災害時にも有効活用（都市ガス、プロパンガスの2WAY化など）

バリアフリー化により  
誰もが安心して学べる場に

### 具体的な支援策

- **制度改正**：バリアフリー化工事の補助率引上げ（1/3→1/2）  
給食施設の空調設置工事補助対象化＜令和2年度第3次補正予算より措置＞
- **単価改定**：対前年度比 +4.6%
- **実践研究**：「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- **好事例の横展開**：先進事例の発掘、表彰制度の創設等

令和3年度  
委託事業

# 新しい時代の学びの環境整備 先導的開発事業

## 「令和時代の学校施設スタンダード」となる施設整備モデルの構築に向けて

### 趣旨

- Society5.0時代・ポストコロナ社会において、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、一人一台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められており、新時代の学びに対応した施設環境の整備のモデルを構築するため、最新の知見等も踏まえた先導的なモデル研究を実施し、横展開を図る。

### 事業内容

- 学校設置者がコンサルタント等と連携し、学校建築や学校教育の有識者、学校関係者、地域住民、首長部局等を交えた協議会を設置し、基本計画等の策定、計画・設計プロセスの整理を実施。 ※文部科学省の有識者会議委員（学校建築、学校教育の専門家）もアドバイザー等として派遣
- 国は、本事業を通じて、新時代の学びに対応した学校施設の計画・設計事例を蓄積、横展開を図る。

### 公募対象

- (1) 国公立の小中学校の設置者
- (2) (1) 以外の法人（特定非営利活動法人、民間企業等）  
※（2）の場合、計画策定の対象校の学校設置者と連携して実施

### 採択件数

7～8件程度選定予定（1件当たり：5百万円を上限）  
※既存施設の改修と、新築で、同数程度をイメージ

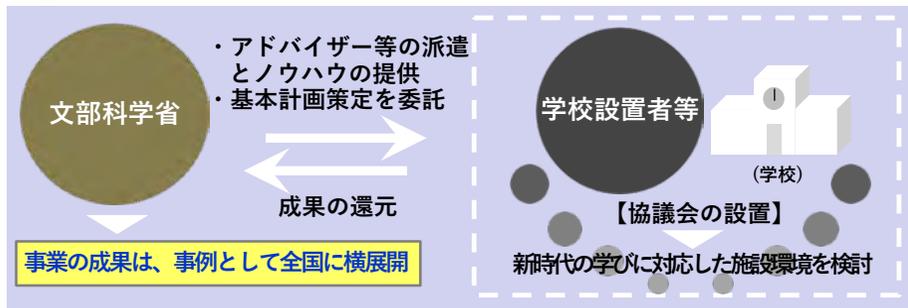
### テーマ

以下の視点（例）を踏まえた新たな学校施設モデル研究を募集

- ・ 少人数による指導体制への対応を含め、個別最適な学びと、協働的な学びを実現する施設環境の整備
  - ・ 多様な学習活動に対応する施設環境の整備
  - ・ 新しい生活様式を踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備
  - ・ 人口動態等を踏まえた効率的・効果的な施設環境の整備
- 上記のほか、学校の特色・魅力を引き出す創意工夫をプラス

### 成果物

新しい時代の学びに対応した学校施設モデルの基本計画及びビジュアルイメージ（学びのイメージ含む）



### 委託範囲プロセス

申請・採択 > 1年目 基本計画 > 2年目 実施設計 > 3年目 工事

申請 > 採択・キックオフ > 中間報告(9-10月) > 最終報告(年度末) > 適時の報告

採択後 > 委託対象 > 国としてもフォローアップ

採択後、事業実施者等を対象にキックオフミーティングを開催。

- 本モデル研究を実施するための協議会の設置・運営に係る経費を支援（ワークショップ等を通じ、新時代の学びや具体的な施設環境について議論）
- 新時代の学びに対応した学校施設モデルの基本計画の策定及びスケッチ作成に係る経費を支援

学校施設環境改善交付金等にて実施設計や改修工事等を支援。

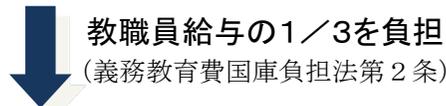


# 都道府県・市区町村の役割分担の再構築と 広域化に関する取組事例

# 取組事例① 県費負担教職員制度について

- ① 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

## 文部科学大臣



## 都道府県教育委員会

教職員の給与の負担  
(市町村立学校職員給与負担法第1条)

教職員の任命  
(地教行法第37条)

↑ 人事の内申 (地教行法第38条)

## 市町村教育委員会(指定都市除く)

教職員の服務監督  
(地教行法第43条)

設置・管理  
(地教行法第21条第1号)

↑ 校長による意見の申出 (地教行法第39条)

市町村立学校 教職員(県費負担教職員)  
(指定都市除く)

※1 地教行法・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※2 指定都市は、教職員の任命、給与負担、服務監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。